

国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則

平成 26 年 9 月 9 日 制定
平成 27 年 3 月 25 日 改正
平成 30 年 11 月 13 日 改正
令和 元年 12 月 24 日 改正
令和 2 年 10 月 27 日 改正
令和 3 年 3 月 9 日 改正
令和 4 年 2 月 22 日 改正
令和 4 年 9 月 27 日 改正
令和 4 年 10 月 25 日 改正
令和 6 年 1 月 23 日 改正
令和 6 年 3 月 26 日 改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 人事（第 6 条～第 11 条）
- 第 3 章 給与（第 12 条～第 17 条）
- 第 4 章 服務（第 18 条, 第 19 条）
- 第 5 章 労働時間, 休日, 休暇等（第 20 条～第 26 条）
- 第 6 章 雑則（第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に雇用されるフルタイム再雇用職員（以下「フルタイム再雇用職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則でフルタイム再雇用職員とは、次の各号のいずれかに該当する者で、退職後引き続き業務に従事できる者のうち、1 日の労働時間が 7 時間 45 分かつ 1 週間の労働時間が 38 時間 45 分で、1 年以内の期間を定めて雇用する職員をいう。

- （1）職員就業規則第 17 条の規定により定年退職した者（定年年齢が 65 歳未満の者に限る。）
- （2）国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を定年退職した部長又は課長級の職員（その後、継続雇用されている者を含む。）のうち、大学（統合前の国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学並びに平成 16 年 3 月 31 日以前の富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学を含む。）が、課長級職員への登用を推薦した者
- （3）国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を定年退職した部長又は課長級の職員（その後、継続雇用されている者を含む。）のうち、前号の定めにより難

い特別の事情があると学長が認めた者

(名称)

第3条 フルタイム再雇用職員の名称は、主事とする。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 大学及びフルタイム再雇用職員は、ともに法令及びこの規則を守り、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

(再雇用の方法)

第6条 大学は、第2条に定める者のうち、再雇用職員として雇用されることを希望する者と、定年等による退職日の1か月前までに面談を行った上で、雇用について決定を行うものとする。

2 大学は、業務の必要性を考慮してフルタイム再雇用職員を雇用するものとし、フルタイム再雇用職員が従事する業務は、長年培った能力、経験を有効に発揮できる業務となるように努めるものとする。

3 大学は、雇用しようとするフルタイム再雇用職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項（当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を含む。）

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

(5) 給与に関する事項

(6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(7) 雇用に関する相談窓口

(試用期間)

第7条 フルタイム再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(雇用期間)

第8条 フルタイム再雇用職員の雇用期間は、1年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

2 フルタイム再雇用職員の雇用期間は、65歳に達した日以後の最初の3月31日以前までは、更新することができるものとする。

(退職)

第9条 フルタイム再雇用職員が次の各号の一に該当した場合には、退職によりフルタイム再雇用職員としての身分を失う。

(1) 雇用期間が満了した場合

(2) 自己都合により退職を申し出た場合

(3) 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第 10 条 フルタイム再雇用職員は、自己の都合により退職しようとする場合は、原則として退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 フルタイム再雇用職員は、退職願の提出後も、退職するまでの間は、従来の職務に従事しなければならない。

(解雇)

第 11 条 フルタイム再雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

(1) 勤務実績が著しく悪い場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合

(5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

(6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に就任した場合

(7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

第 3 章 給与

(給与)

第 12 条 フルタイム再雇用職員の給与は、次条に定める基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は通勤手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、夜勤手当、休日給、地域手当、外部資金獲得手当及び医療技術職員特別支援手当とし、別に定める国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に準じて支給する。

3 フルタイム再雇用職員の本給は、基本年俸の 12 分の 1 の額とする。

(基本年俸)

第 13 条 フルタイム再雇用職員の基本年俸は、別表第 1 に定める額とする。

(給与の支給)

第 14 条 フルタイム再雇用職員の給与は、その全額を通貨で、直接フルタイム再雇用職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づきフルタイム再雇用職員の給与から控除すべき金額がある場合には、そのフルタイム再雇用職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に記載されている金融機関の当該フルタイム再雇用職員名義の口座に振り込むものとする。

(給与の支給日)

第 15 条 フルタイム再雇用職員の給与は、職員就業規則第 25 条第 3 項及び同条第 5 項の規定に準じて支給する。

(給与に関する必要な事項)

第 16 条 第 12 条から前条までに規定するもののほか、フルタイム再雇用職員の給与について必要な事項は、別に定める職員給与規則及び国立大学法人富山大学年俸制適用職員給与規則を準用する。

(退職手当の不支給)

第 17 条 フルタイム再雇用職員には退職手当を支給しない。

第 4 章 服務

(誠実義務)

第 18 条 フルタイム再雇用職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第 19 条 フルタイム再雇用職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

第 5 章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間)

第 20 条 フルタイム再雇用職員の労働時間は、1 日の労働時間が 7 時間 45 分でかつ 1 週間の労働時間が 38 時間 45 分とする。

(休憩時間)

第 21 条 フルタイム再雇用職員の休憩時間は、1 日の労働時間の途中に 1 時間とする。

(休日)

第 22 条 フルタイム再雇用職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の休日のうち、法定休日は日曜日とする。

(休暇の種類)

第 23 条 フルタイム再雇用職員の休暇は、年次有給休暇、その他の有給休暇及び無給休暇とする。

2 定年退職後、引き続きフルタイム再雇用職員となった場合の年次有給休暇は、従前の身分が継続しているものとみなし、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとし、新たに年次有給休暇は付与しない。

(育児休業等)

第 24 条 フルタイム再雇用職員のうち 3 才に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 前項の職員のうち、産後休暇を取得しておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか

遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、出生時育児休業の適用を受けることができる。

3 フルタイム再雇用職員のうち、小学校第1学年の終期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

4 育児休業、出生時育児休業及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則を準用する。

(介護休業等)

第25条 フルタイム再雇用職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則を準用する。

(労働時間等に関する必要な事項)

第26条 この規則に定めるもののほか、フルタイム再雇用職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則を準用する。

第6章 雑則

(職員就業規則の準用)

第27条 職員就業規則のうち、第21条(解雇制限)、第22条(解雇予告)、第23条(退職後の責務)、第24条(退職証明書)、第28条(職員の倫理)、第29条(ハラスメント等に関する措置)、第35条(研修)、第37条(表彰)、第38条(懲戒)、第39条(懲戒の種類・内容)、第41条(嚴重注意)、第42条(損害賠償)、第43条(安全・衛生管理)、第44条(出張)、第45条(旅費)、第47条(業務上の災害補償)、第48条(通勤途上災害)及び第49条(災害補償に関する事項)の規定は、フルタイム再雇用職員に準用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年2月22日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

2 第12条第2項に規定する特別支援手当は、国庫補助事業による「看護職員等処遇改善事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

名称	基本年俸額
主事（課長補佐命）	3,300,000円
主事（係長命）	3,150,000円
主事	3,000,000円